

北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する抗議決議

去る3月2日、9日及び21日、北朝鮮から複数発の弾道ミサイルが発射され、日本の排他的経済水域（EEZ）外に落下した。このような行為は、排他的経済水域内外に関わらず、国民の安心・安全を著しく損ない、国際連合安全保障理事会で採択された安保理決議や日朝平壤宣言に違反するものである。本市議会は、これまでも北朝鮮の弾道ミサイル発射や核実験等に対し、再三抗議を行ってきたが、これらを見做した今回の卑劣な行為に対し、議会として厳しく抗議し、強く非難する。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し、WHO（世界保健機関）のパンデミック（感染症の世界的な大流行）宣言がなされ、今こそ全世界が協力し対策に取り組むべき中、この北朝鮮の行動は、わが国並びに国際社会の平和を脅かすものであり、世界平和にとっても著しく脅威となる。

よって、本市議会として、市民生活の安心・安全、しいては世界平和に関わる重大な問題であるこのような行為が、再び行われることがないように強く求めるものである。

以上決議する。

令和2年3月26日

松原市議会